

求職者支援訓練の受講者募集上の留意事項

求職者支援制度を適切に運営するため、訓練実施機関には次に掲げる事項を遵守することを求める。

これらに抵触する場合は、認定取消等により対応する（※ 指導等の前置なく取り消す場合あり。）。

- 1 求職者支援制度の適切な運営上不適当な広告、案内を行わないこと。
 (不適当な広告の例)
 - ① 求職者支援制度の趣旨等に反するもの。
 - ・ 求職者制度の目的が就職の実現以外にあると誤解させるもの（「無料受講」「給付支給」「資格取得」などを強調）
 - ② 事実に反するもの、説明不足等により誤解を招くもの。
 - ・ 「厚生労働大臣認定の教育訓練機関」と記載
 - ・ 「誰でも受講可能」「受講すれば誰でも給付支給」と記載
 - ・ 「誰でも受講すれば〇〇になれる／就職できる」と記載
 - ③ その他
 - ・ 「認定申請中」と記載
 - ・ 求職者支援訓練を周知する目的の広告において、訓練実施主体の宣伝等、直接訓練に関係がない事項を記載
 - ・ 訓練実施主体の他の営業に係る広告において「求職者支援訓練の実施機関」を強調
 (不適当な案内の例)
 - ・ 他で開講されている文化教室等の受講者、受講希望者等全員に対して案内
 - ・ 金銭給付等を条件提示して案内（他者（訓練実施主体以外のすべて。以下同じ。）を介する場合、他者が金銭給付等する場合を含む。）
 - ・ ~~有償で他者に、受講希望者の紹介や募集を依頼（この留意事項全てに適合する広告による場合を除く。）（広告の形態をとる場合を含む。）し、対価を支払う~~
 - ・ 訓練実施主体等が出した求人に応募した求職者に対して案内、受講を条件として訓練実施主体等が採用（内定）
 - ・ 職業紹介事業者又は労働者派遣事業を行う者が訓練実施主体である場合において、求職申込者若しくは求職申込みしようとする者又は登録者若しくは登録しようとする者に対して、自らが実施する求職者支援訓練のみを案内（「求職者支援訓練の情報」等の簡潔な解説（任意）及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のHP（認定済求職者支援訓練の一覧）のURL（必須）と合せてであれば、自社実施の求職者支援訓練もある旨情報提供することは差し支えない。）
- 2 新聞広告、リーフレットなど印刷物による広告は、都道府県労働局及び（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構による事前チェックを受けること。
- 3 広告、募集に関して、都道府県労働局、ハローワーク又は（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う指導に従うこと。